

第**37**期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成**29**年6月**27**日(火)午後**1**時

開催場所

東京都立川市曙町二丁目40番15号

パレスホテル立川 4階
ローズルーム 西

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

The logo for ALMEDIO features a large, bold, red slanted bar above the word "ALMEDIO" in a dark grey, sans-serif font.

株式会社 アルメディオ

株 主 各 位

本店所在地：東京都日野市旭が丘三丁目1番地4
(登記上の本店所在地：東京都東村山市栄町二丁目32番地13)

株式会社 アルメディオ

代表取締役社長 高 橋 靖

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都立川市曙町二丁目40番15号
パレスホテル立川 4階 ローブルーム 西
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

4. 事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

(<http://www.almedio.co.jp/>)

本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 事業報告のうち「新株予約権等の状況」
- (2) 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (3) 事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
- (4) 連結計算書類の「連結注記表」
- (5) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<http://www.almedio.co.jp/>)
 - ◎当日、当社役職員はノーネクタイ（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第2四半期連結累計期間までは円高が進行し、輸出関連企業へマイナスの影響を与えたものの、第3四半期連結会計期間以降は円安への転換が好影響を及ぼしました。また、雇用・所得環境の改善に伴い景気は緩やかな改善基調となったものの、依然として個人消費は弱含んで推移しました。

一方、世界経済は、中国の経済成長の鈍化、英国のEU離脱や米国の新政権に見られる保護主義的な風潮の広がりなどから不確実性が続き、不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、平成28年5月13日付「再成長計画(ReGrowth2016)の実施について」で公表したとおり、各事業計画の進捗を評価し修正するとともに、新たな収益事業の早期育成を目指し事業構造改革をさらに進め、当社企業価値再成長に向けて「経営体制の強化」と「新成長ドライバーの確立」に引き続き取り組みました。

事業構造改革として、プロダクトインスペクション事業をインダストリアルソリューション事業と改称し、テストメディアの市場規模に対応した効率的な運営を進め、新たな収益源として検査装置と検査業務等を起点とした産業機器や周辺機器への事業領域の拡大を図りました。

また、平成28年11月2日付「本社移転及び事業拠点の集約並びに固定資産の譲渡に関するお知らせ」で公表したとおり、平成29年3月に営業・開発・技術部門の拠点を東京都日野市の新本社へ集約いたしました。これにより、業務効率の向上及び各組織間の連携強化を行い、また経営の機敏性と意思決定スピードの向上を図りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高31億21百万円(前期比20.3%減)、営業利益30百万円(前期比82.8%減)、経常利益33百万円(前期比78.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益60百万円(前期比49.9%減)となりました。

各セグメント業績は以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、プロダクトインスペクション事業を「インダストリアルソリューション事業」と改称しております。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

アーカイブは、企業活動によって得られた過去の蓄積データの長期保存と、保管コスト削減を目的とした需要に対し、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクを起点としたソリューション提案を行い、売上の拡大を図りました。医療系産業や公文書館などの新規顧客を獲得する一方で、一般コンシューマ向けの受注件数は計画を下回りました。竣工図書デジタル化については、建設業界等の実務担当者への関心は高いものの、費用の予算化がなかなか進まず、計画通りの推移とはなりませんでした。

ストレージソリューションは、第3四半期連結会計期間以降、円安へ好転したものの、年初からの円高による売上の目減りが大きく影響しました。また、世界経済の先行き不透明感が継続し、国内外ともに需要が伸び悩んだことや、光ディスクの市場縮小により受注は鈍化しました。

以上により、アーカイブ事業の売上高は15億80百万円（前期比28.9%減）となりました。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社製品を中心とした輸入販売を行っております。

国内では、産業炉加熱プラントの設計施工案件などの大口受注の拡大を図りましたが、景気の先行き不透明感から設備投資への慎重姿勢が高まり、既存案件の縮小や凍結が発生したことにより、計画を下回りました。

阿爾賽は、前年度第4四半期連結会計期間より回復した太陽光発電用炉材の需要が続ぎ、売上を下支えしました。また、新製品の昇降式高温炉や窯道具等の拡販に努めた結果、売上は計画を上回りました。

阿爾賽の売上は好調に推移しましたが、国内が計画を下回ったことにより、断熱材事業全体としての売上は前年を下回りました。

以上により、断熱材事業の売上高は12億77百万円（前期比2.0%減）となりました。

インダストリアルソリューション事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、画像認識技術を活かした検査装置等の開発・販売及び検査業務等を行う「検査機」、及び各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テストング」が含まれます。

テストメディアは、緩やかながらも成長が継続される米国・中国向けの自動車市場を中心に一定の売上を確保いたしました。一方、AV機器市場及びPC市場においては、光ディスク以外の媒体への移行が進んでいることから、テストメディアの需要は減少し、全体として売上は前年を下回りました。

検査装置は、中国及び東南アジアを中心に各地域で開催される展示会への出展や、既存顧客への拡販活動を行いました。引き合い件数は増加し、試験採用による受注は増加しましたが、顧客要求仕様への対応長期化や、案件規模の縮小や凍結により売上は計画に届きませんでした。

テストングは、光ディスクの市場縮小により受託件数が低下したため、売上は前年を下回りました。

以上により、インダストリアルソリューション事業の売上高は2億63百万円（前期比17.4%減）となりました。

事業部門別売上高

区 分	期 別	第 36 期 (平成28年3月期)		第 37 期 (平成29年3月期)		対前期比率 増減率
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
		百万円	%	百万円	%	%
ア ー カ イ ブ 事 業		2,222	56.7	1,580	50.6	△28.9
断 熱 材 事 業		1,304	33.3	1,277	40.9	△2.0
インダストリアルソリューション事業		318	8.1	263	8.5	△17.4
クリエイティブメディア事業		72	1.9	—	—	—
合 計		3,918	100.0	3,121	100.0	△20.3

(注) 第37期第1四半期連結累計期間より、プロダクトインスペクション事業をインダストリアルソリューション事業と改称しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は647百万円で主なものは以下のとおりです。

- イ. 事業所再編に伴う新本社ビル取得及び改修等のために、582百万円の設備投資を行いました。
- ロ. 断熱材事業において、連結子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の生産能力の増強を目的として61百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新本社ビル取得のための資金として、金融機関より500百万円の資金調達を行いました。

また、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、平成29年3月31日付で取引銀行との間にコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入金実行残高はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)	第36期 (平成28年3月期)	第37期 (平成29年3月期)
売上高(百万円)		1,891	3,626	3,918	3,121
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)		△230	140	154	33
親会社株主に 帰属する当期 純利益又は当期 純損失(△)(百万円)		△1,402	△136	121	60
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)		△294.15	△17.74	13.78	6.60
総 資 産(百万円)		2,863	3,948	3,819	3,818
純 資 産(百万円)		2,308	2,636	2,715	2,694

② 当社の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)	第36期 (平成28年3月期)	第37期 (平成29年3月期)
売上高(百万円)		1,300	2,668	3,007	2,153
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)		△296	△46	43	△79
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)		△1,451	△262	55	△18
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△) (円)		△304.37	△34.02	6.30	△1.97
総 資 産(百万円)		2,511	3,386	3,115	3,119
純 資 産(百万円)		2,117	2,273	2,313	2,274

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	US\$	%	
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	2,100,000	100.0	電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社ではありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「再成長計画（ReGrowth2016）」を策定し、本計画に基づき、次の施策を実施することで、「経営体制の強化」と「新成長ドライバーの確立」を図りました。

① 「新成長ドライバーの確立」のため、新たな事業の柱の育成を進めました。

プロダクトインスペクション事業をインダストリアルソリューション事業と改称し、画像認識技術を活かした検査装置等の開発・販売と検査業務の受託範囲を拡大し、事業展開を図りました。

② アーカイブ事業の強化を図るため、長期保存用光ドライブ及び光ディスク製品を、eコマース（電子商取引）を使って一般コンシューマ向けの販売を開始いたしました。

③ 営業・開発・技術部門の拠点を東京都日野市の新本社へ集約いたしました。これにより、業務効率の向上及び各組織間の連携強化を行い、また経営の機敏性と意思決定スピードの向上を図りました。

これにより、「経営体制の強化」は一段と進んだものの、世界経済の先行き警戒感が強まった結果、新たな設備投資に対して、顧客が慎重な姿勢となり、「新成長ドライバーの確立」として注力したインダストリアルソリューション事業及び国内の断熱材事業で、受注案件の規模縮小や凍結が断続的に発生し、十分な成果が得られませんでした。

こうした状況を受け、「新成長ドライバーの確立」について計画の見直しが急務の課題であると認識しております。

当グループは、中期計画のローリングを行い、「再成長計画（ReGrowth2017）」を策定し、実施いたします。計画の見直しにあたっては、不透明さを増した経済状況を踏まえ各事業計画の進捗を評価し修正するとともに、新たな収益事業の早期育成を目指し、事業構造改革をより進めることによって、当社の企業価値再成長に向け「経営体制の強化」「新成長ドライバーの確立」に取り組むという基本方針は堅持します。

今後は以下の重点課題に取り組み、会社を再成長軌道に乗せるべく邁進していく所存です。

- 1)アーカイブ事業は、産業機器用光ディスクドライブの売上拡大を図るとともに、長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの供給を起点にデータ保管関連のサービス領域への事業展開を図り、ソリューション事業としての確立を図ります。
- 2)断熱材事業は、材料売りから築炉設計～施工領域をカバーしたソリューションによる売上拡大を図ります。
- 3)インダストリアルソリューション事業は、テストメディアだけではなく、検査業務等の事業領域を拡大し、事業展開を図ります。
- 4)既存の中核事業について、更なる信頼の獲得により収益の維持拡大を狙うだけでなく、今後成長の見込まれる事業への積極的投資(M&Aを含む)による売上の拡大を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の計2社で構成されており、業務用テストディスクの開発・製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託、光メディア用計測器の開発・製造・販売、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場** (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	所	在	地
本	社	東京	都	日野市
九	州	福岡	県	北九州市
台	北	台湾		台北市

(注) 本社は平成29年2月27日に東京都東村山市から移転し、羽村事業所は平成29年3月21日付で本社に集約いたしました。

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和国江蘇省呉江經濟技術開發区

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
175名	3名（減）

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
59名	3名（減）	47.4歳	9.3年

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
多 摩 信 用 金 庫	207百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	123
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	115
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 36,769,264株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,702,316株 |
| ③ 株主数 | 2,978名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
高 橋 靖	870,000株	9.24%
カ ブ ド ッ ト コ ム 証 券 株 式 会 社	438,100	4.65
高 橋 正	260,400	2.76
楽 天 証 券 株 式 会 社	257,100	2.73
飯 沼 芳 夫	233,500	2.48
多 摩 信 用 金 庫	214,000	2.27
株 式 会 社 S B I 証 券	207,400	2.20
片 桐 将 晴	165,900	1.76
大 原 達 夫	153,100	1.62
小 林 治 男	143,100	1.52

- (注) 1. 当社は、自己株式を288,937株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 靖	執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長
取 締 役	井 野 博 之	執行役員（企画・総務・経理・社長室・情報開示・IR担当）兼 企画部長 阿爾賽（蘇州）無機執行役材料有限公司董事
取 締 役	相 原 謙 一	新規事業担当 株式会社シリウスインターナショナル代表取締役社長
取 締 役	吹 野 洋 平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理
取 締 役	斎 藤 泰 志	株式会社ファーストロジック取締役
取 締 役	高 山 達 明	株式会社TIBS代表取締役社長
常 勤 監 査 役	関 清 美	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事
監 査 役	藤 井 篤	弁護士・アルタイル法律事務所所長
監 査 役	漆 山 伸 一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表

- (注) 1. 取締役斎藤泰志氏、高山達明氏は、社外取締役であります。また、両氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役関 清美、藤井 篤、漆山伸一の各氏は、社外監査役であります。また、各氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 監査役漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 社 外 取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	87,849千円 (6,300)
監 査 社 外 監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	17,570 (17,570)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	105,420 (23,870)

(注) 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・取締役斎藤泰志氏は株式会社ファーストロジックの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高山達明氏は株式会社T I B Sの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役関 清美氏は子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の監事であります。
- ・監査役藤井 篤氏はアルタイル法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役漆山伸一氏は漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役斎藤泰志氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・取締役高山達明氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・監査役関 清美氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・監査役藤井 篤氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、監査役会14回のうち12回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・監査役漆山伸一氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、監査役会14回のうち12回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が6回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役斎藤泰志氏、高山達明氏及び社外監査役藤井 篤氏、漆山伸一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役斎藤泰志氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、取締役高山達明氏につきましては50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役藤井 篤氏及び監査役漆山伸一氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 明治アーク監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,840千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,840千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,803,143	流動負債	831,713
現金及び預金	1,298,653	買掛金	182,366
受取手形及び売掛金	644,904	短期借入金	209,636
たな卸資産	759,692	1年内返済予定の長期借入金	191,276
その他	100,325	未払法人税等	9,174
貸倒引当金	△433	賞与引当金	34,349
固定資産	1,014,888	売上値引引当金	2,859
有形固定資産	841,492	繰延税金負債	7,753
建物及び構築物	455,261	その他	194,298
機械装置及び運搬具	148,472	固定負債	291,528
土地	209,069	長期借入金	145,000
その他	28,689	退職給付に係る負債	95,760
無形固定資産	60,761	長期未払金	5,770
のれん	52,439	繰延税金負債	44,997
その他	8,321	負債合計	1,123,241
投資その他の資産	112,634	(純資産の部)	
投資有価証券	2,451	株主資本	2,640,999
その他	114,896	資本金	1,138,126
貸倒引当金	△4,714	資本剰余金	1,091,506
資産合計	3,818,031	利益剰余金	641,573
		自己株式	△230,206
		その他の包括利益累計額	52,354
		その他有価証券評価差額金	827
		為替換算調整勘定	51,526
		新株予約権	1,435
		純資産合計	2,694,789
		負債・純資産合計	3,818,031

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,121,759
売上原価		2,083,462
売上総利益		1,038,297
販売費及び一般管理費		1,007,893
営業利益		30,403
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,999	
その他営業外収益	8,436	11,435
営業外費用		
支払利息	8,602	
その他営業外費用	101	8,703
経常利益		33,136
特別利益		
固定資産売却益	234,465	234,465
特別損失		
固定資産売却損	141,387	
固定資産除却損	15,842	
退職特別加算金	5,930	
事務所移転費用	10,695	173,856
税金等調整前当期純利益		93,745
法人税・住民税及び事業税	41,700	
法人税等調整額	△8,890	32,809
当期純利益		60,935
非支配株主に帰属する利益		-
親会社株主に帰属する利益		60,935

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
期 首 残 高	1,136,402	1,089,782	602,895	△230,206	2,598,874
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,723	1,723			3,447
剰 余 金 の 配 当			△22,258		△22,258
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			60,935		60,935
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,723	1,723	38,677	-	42,125
期 末 残 高	1,138,126	1,091,506	641,573	△230,206	2,640,999

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
期 首 残 高	22	112,439	112,462	4,372	2,715,710
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行					3,447
剰 余 金 の 配 当					△22,258
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					60,935
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	804	△60,912	△60,108	△2,937	△63,045
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	804	△60,912	△60,108	△2,937	△20,920
期 末 残 高	827	51,526	52,354	1,435	2,694,789

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,138,563	流動負債	598,646
現金及び預金	1,075,047	買掛金	147,682
受取手形	14,313	短期借入金	144,636
電子記録債権	12,346	1年内返済予定の長期借入金	191,276
売掛金	321,521	未払費用	64,191
商品及び製品	524,655	未払法人税等	5,611
仕掛品	62,008	賞与引当金	20,572
原材料及び貯蔵品	34,641	売上値引引当金	2,859
その他	94,461	その他	21,816
貸倒引当金	△433	固定負債	246,530
固定資産	980,857	長期借入金	145,000
有形固定資産	597,568	退職給付引当金	95,760
建物	365,135	長期未払金	5,770
機械装置	3,761	負債合計	845,176
工具器具及び備品	19,433	(純資産の部)	
土地	209,069	株主資本	2,271,981
その他	168	資本金	1,138,126
無形固定資産	60,435	資本剰余金	1,091,506
のれん	52,439	資本準備金	1,091,506
その他	7,995	利益剰余金	272,554
投資その他の資産	322,853	利益準備金	50,898
投資有価証券	2,451	その他利益剰余金	1,667,000
出資金	11,050	別途積立金	△1,445,343
関係会社出資金	242,259	繰越利益剰余金	△230,206
その他	71,807	自己株式	827
貸倒引当金	△4,714	評価・換算差額等	827
資産合計	3,119,420	その他有価証券評価差額金	827
		新株予約権	1,435
		純資産合計	2,274,244
		負債・純資産合計	3,119,420

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,153,851
売上原価		1,451,255
売上総利益		702,595
販売費及び一般管理費		837,992
営業損失		135,396
営業外収益		
受取利息及び配当金	913	
その他営業外収益	62,540	63,454
営業外費用		
支払利息	7,462	
その他営業外費用	0	7,462
経常損失		79,404
特別利益		
固定資産売却益	234,465	234,465
特別損失		
固定資産売却損	141,387	
固定資産除却損	11,511	
退職特別加算金	5,930	
事務所移転費用	10,695	169,524
税引前当期純損失		14,463
法人税・住民税及び事業税	3,724	3,724
当期純損失		18,188

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合計
				別 積 立	途 金	繰 越 剰 余	利 益 金	
期 首 残 高	1,136,402	1,089,782	1,089,782	50,898	1,667,000	△1,404,896		313,001
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,723	1,723	1,723					
剰 余 金 の 配 当							△22,258	△22,258
当 期 純 損 失							△18,188	△18,188
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	1,723	1,723	1,723	-	-	△40,446		△40,446
期 末 残 高	1,138,126	1,091,506	1,091,506	50,898	1,667,000	△1,445,343		272,554

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
期 首 残 高	△230,206	2,308,980	22	22	4,372	2,313,376
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		3,447				3,447
剰 余 金 の 配 当		△22,258				△22,258
当 期 純 損 失		△18,188				△18,188
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			804	804	△2,937	△2,132
事業年度中の変動額合計	-	△36,999	804	804	△2,937	△39,132
期 末 残 高	△230,206	2,271,981	827	827	1,435	2,274,244

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 アルメディオ
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 後藤正尚 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社アルメディア 監査役会

監査役（常勤） 関 清 美 ㊟

監査役 藤 井 篤 ㊟

監査役 漆 山 伸 一 ㊟

（注）常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 アルメディア
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 後藤正尚 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディアの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社アルメディオ 監査役会

監査役（常勤） 関 清 美 ㊟

監査役 藤 井 篤 ㊟

監査役 漆 山 伸 一 ㊟

(注) 常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定的な成果配分を行うことを念頭におき、業績の許す限り、まず安定配当として年10円の配当金を確保し、更に業績連動分を加え、配当性向・年20%以上とすることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類 金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2.5円 配当総額23,533,447円

(注)配当金総額は、1円未満の端数を切り捨てて表示しております。

なお、厳しい経営状況からの再建途上であることを鑑み、中間配当金については、遺憾ながら見送らせていただきました。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

② 本店の所在地の変更

当社は平成29年2月より業務効率の向上及び組織間の連携強化を図るため、本社機能を東京都東村山市から東京都日野市に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

③ 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実と、取締役会の監査機能の強化を図るとともに、経営の迅速な意思決定を確保することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

④ 取締役の責任免除の変更

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、へんこうするものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、特段の定めのない事項は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 (15) 広告、宣伝に関する企画、立案並びに制作 (新 設)	(目的) 第2条 (15) 広告、宣伝に関する企画、立案並びに制作、 <u>運営</u> (16) <u>デジタルメディアの企画、制作及び運営</u>
※以下各号繰り下げ	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(25) <u>上記に関連する付帯業務の一切</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都東村山市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当会社に<u>取締役10名以内</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(26) 古物売買</p> <p style="text-align: center;">(27) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都日野市に置く。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第16条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談各若干名を選定することができる。</p>	<p>第19条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会) 第20条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第21条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="293 175 632 243">第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p data-bbox="399 560 520 591">(新設)</p> <p data-bbox="399 754 520 784">(新設)</p> <p data-bbox="182 948 258 978">(員数)</p> <p data-bbox="167 987 671 1017">第22条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p data-bbox="182 1062 258 1093">(選任)</p> <p data-bbox="167 1102 754 1248">第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p data-bbox="919 175 1182 205">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="772 214 1094 244">(監査等委員会の招集通知)</p> <p data-bbox="765 254 1324 400">第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="765 409 1309 515">2. 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="772 560 1124 591">(監査等委員会の決議の方法)</p> <p data-bbox="765 600 1324 706">第23条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="772 754 1019 784">(監査等委員会規程)</p> <p data-bbox="765 793 1324 899">第24条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="994 948 1100 978">(削除)</p> <p data-bbox="994 1062 1100 1093">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削 除)
第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	(削 除)
(常勤監査役)	(削 除)
第25条 監査役は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	
(監査役会)	(削 除)
第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	(削 除)
(監査役の責任免除)	(削 除)
第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第426条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第37期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか はし やすし 高 橋 靖 (昭和42年5月15日生)	平成6年3月 当社入社 平成13年4月 当社企画部事業企画課長 平成17年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 平成25年11月 当社代表取締役常務 平成26年1月 当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 平成27年10月 当社代表取締役社長 平成29年3月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業）（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長	870,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の立ち上げと経営を行った経験と実績により、平成23年6月に当社取締役、平成25年11月より当社代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			
2	い の ひろ ゆき 井 野 博 之 (昭和32年1月19日生)	平成9年8月 当社入社 総務課長 平成12年4月 当社企画部長 平成15年6月 当社取締役企画部長 平成24年10月 当社取締役（企画・経理・総務・I R・情報開示担当）兼企画部長 平成27年10月 当社取締役兼執行役員（企画・経理・総務・社長室・I R・情報開示担当）兼企画部長 (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事	112,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、管理部門担当の取締役としての長い経験と実績により、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	あい ほん けん いち 相原謙一 (昭和38年7月27日生)	平成17年11月 株式会社レジェンドソリューション会長 平成19年7月 株式会社シリウスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成26年6月 当社社外取締役 平成27年6月 当社取締役(プロダクトインスペクション事業担当) 平成27年10月 当社取締役兼執行役員(プロダクトインスペクション事業兼アーカイブ事業担当)兼エレクトリックコントロールユニット事業推進室長 平成28年4月 当社取締役兼執行役員(インダストリアルソリューション事業兼アーカイブ事業担当) 平成29年3月 当社取締役 新規事業担当(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シリウスインターナショナル代表取締役社長	70,000株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、会社経営の経験と実績により平成26年6月より当社社外取締役に就任し、平成27年6月から事業担当の取締役に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			
4	ふきの よう へい 吹野洋平 (昭和36年2月9日生)	平成17年7月 当社入社 平成17年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司出向 平成23年7月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事 平成26年7月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司総経理 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事・総経理	81,300株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社子会社阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司の立ち上げを行い、平成23年7月に董事、平成26年7月に総経理として子会社経営の経験と実績により、平成27年6月より当社取締役に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の 株 式 数
5	せ き 関 き よ 清 み 美 (昭和34年5月12日生)	平成13年12月 株式会社ジェイシーエヌランド取締役 平成14年6月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司監事	2,000株
<p>取締役候補者とした理由 企業経営者としての経験を有し、本総会終結の時をもって当社常勤監査役としての在任期間が15年となり、この経験をもとに取締役として当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うるし やま しん いち 漆 山 伸 一 (昭和40年5月23日生)	平成元年4月 監査法人トーマツ入社 平成8年2月 監査法人トーマツ退社 平成8年4月 漆山公認会計士事務所設立 (現 漆山パートナーズ会計事務所 代表) (現任) 平成26年6月 当社非常勤社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 漆山パートナーズ会計事務所代表	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する適切な知見を有しており、また企業経営者としての経験もあることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役候補者としております。			
2	さい とう やす し 斎 藤 泰 志 (昭和47年2月4日生)	平成15年7月 ネクステック株式会社(現株式会社経営共創基盤)入社 経営管理部長 平成16年9月 同社取締役 平成17年5月 同社取締役執行役員CFO 平成21年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成24年11月 株式会社経営共創基盤ネクステックカンパニー長 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年10月 株式会社経営共創基盤IGPIカンパニープリンシパル 平成28年4月 株式会社ファーストロジック入社 平成28年6月 同社経営管理部長 平成28年10月 同社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ファーストロジック取締役	一株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、経営コンサルタントにおける長年の経験及びビジネス経験・知識等が豊富であり、平成27年6月より当社社外取締役として、経営全般に対する助言や取締役会の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き適切な役割が期待できると判断したためです。			

候補者番号	ふり が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	くま がい たか ゆき 熊 谷 貴 之 (昭和50年9月21日生)	平成12年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成12年4月 三井安田法律事務所 入所 平成15年8月 佐藤総合法律事務所 設立 平成21年2月 熊谷・田中・津田法律事務所 設立 (旧:熊谷・田中法律事務所) 平成28年6月 当社補欠監査役(現任) (重要な兼職の状況) 熊谷・田中・津田法律事務所 弁護士	一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由 過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての法的経験・知識等が豊富であり、取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社社外取締役として適切な役割が期待できると判断したためです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 漆山伸一氏、齋藤泰志氏及び熊谷貴之氏は社外取締役候補者であります。
3. 齋藤泰志氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、漆山伸一氏及び齋藤泰志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を締結する予定であります。
- また、熊谷貴之氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は漆山伸一氏及び齋藤泰志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 熊谷貴之氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月25日開催の第27期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当社は、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。その後も、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に変更する等、所要の修正を行った上で、毎年定時株主総会において、その継続についてご承認をいただいております。

この度、当社は、本年6月27日に開催予定の第37期定時株主総会の終結の時をもって、本基本方針の有効期間が満了することから、本基本方針の継続の是非について再度検討したところ、昨今の不安定な世界的な経済情勢や当社を取り巻く事業環境及び経営環境等の諸要素に鑑みると、本基本方針には引き続きその必要性が認められるとの結論に至りました。

そのため、当社は、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、引き続き下記のとおり本基本方針を継続することを決定し、併せて、同年6月27日に開催予定の第37期定時株主総会にその継続についての賛否をお諮りすべく議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本基本方針の継続にあたっては、当社が監査等委員会設置会社に移行すること等に伴い、必要に応じて、記載内容の一部修正・変更等を行っておりますが、本基本方針のスキームに変更はございません（なお、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴う修正は、平成29年6月27日に開催予定の第37期定時株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものといたします。）。

また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実は、ございません。

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（買収防衛策）の概要

I. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、現在、主に3つの事業分野を営んでおります。すなわち、テストメディアの開発・製造・販売を行うインダストリアルソリューション事業、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売並びに産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等です。この内、インダストリアルソリューション事業は当社設立以来の基幹事業であり、中核技術を担うものです。当社事業が多角的に展開できてまいりましたのもこの主幹事業の存在と中核技術の発展があってこそそのものです。そして、当社のこれまでの事業展開は、インダストリアルソリューション事業に代表されますように、当社が特定の事業者に傾倒したり妥協したりしない、中立・公正な「規準」を提供してきたことに、顧客から、当社の存在価値を認められて、当社の製品やサービスの品質に対する信頼を獲得するという方針でなされてきました。つまり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立してまいりました。

したがいまして、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。当社は、そのような当社の企業価値の源泉を踏まえて、今後とも、当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンス基盤に、各種事業を発展させ、また立ち上げ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

II. 当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上で述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、平成26年度は、平成26年4月30日付「再成長計画（ReGrowth2014）の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や平成26年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、平成27年3月31日付でクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画（ReGrowth2014）の平成26年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

続いて、平成27年度は、平成27年4月30日付「再成長計画（ReGrowth 2015）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化を図ってまいりましたところ、平成27年度における連結営業利益も黒字となり、黒字体質への転換が達成されました。また、平成27年度における連結営業利益の計画値の176百万円に対し、達成した営業利益は177百万円と100.7%の達成結果となりました。

しかし、平成28年度は、平成28年5月13日付「再成長計画（ReGrowth 2016）の実施について」の策定を公表し、今後成長が見込まれるアーカイブ事業、断熱材事業への積極的投資による売上げの拡大を目標としておりましたが、英国のEU離脱や米国の新大統領の保護貿易政策等により、世界経済の先行きに警戒感が強まった結果、新たな設備投資に対して取引先が慎重な姿勢となり、インダストリアルソリューション事業及び国内の断熱材事業で受注案件の規模縮小や凍結が断続的に発生しました。これにより、かかる再成長計画（ReGrowth 2016）の柱としていた施策で十分な成果が得られず、達成した営業利益は30百万円にとどまりました。

こうした状況を受け、今年度は、平成29年5月12日付の「再成長計画（ReGrowth 2017）の実施について」で公表しましたとおり、(1)アーカイブ事業は、産業機器用光ディスクドライブの売上拡大を図るとともに、長期保存用ドライブと長期保存用ディスクの供給を起点にデータ保管関連のサービス領域への事業展開を図り、ソリューション事業としての確立を図ります。(2)断熱材事業は、材料売りから築炉設計～施工領域をカバーしたソリューションによる売上拡大を図ります。(3)インダストリアルソリューション事業は、テストメディアだけではなく、検査業務等の事業領域を拡大し、事業展開を図ります。そして、こうした既存の中核事業について更なる信頼の獲得により収益の維持拡大を狙うだけでなく、今後成長の見込まれる事業への積極的投資(M&Aを含む)による売上の拡大をも進めることを企画しております。

さらに、当社は、本年6月27日開催予定の第37期定時株主総会において株主の皆様から承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。監査等委員につきましては、3名全員を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外取締役を選任し、監査等委員会等を通じて厳正な監査を行います。加えて、同定時株主総会において、独立役員¹である社外取締役3名を選任する予定であることや、IR活動の強化を引き続き行っていくこと等により、引き続き、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいります。

Ⅲ. 本基本方針について

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることとなります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年6月27日開催の第37期定時株主総会において、出席された株主の皆様のご議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定い

たしました。

なお、平成29年3月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙5】をご参照ください。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員に現在ご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成29年5月12日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役3名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行なわれることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、平成29年6月27日開催の第37期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことといたしております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続または特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会後に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものいたします。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっており、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等²と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）

を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等³について、行為者及び行為者グループ⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等⁶について、公開買付け⁷に係る株券等の株券等所有割合⁸及び行為者の特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・行為者及び行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様と与える影響とその内容
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーと与える影響とその内容
 - ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
(なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。)
- ③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。
特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）
買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
その他の場合 原則として90日以内
(ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。)

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
 - (a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等
 - (b) 機会損失的買収類型
 - (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
 - (d) その他、上記各類型に準じる買収類型(詳細は【別紙1】本基本方針ガイドラインをご参照ください。また、【別紙6】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。)

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします（特別委員会の概要につきましては、【別紙3】特別委員会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙4】特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴にて開示しておりますので、併せて、ご参照ください。）。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

(3) 廃止等

本基本方針は、導入後、毎年定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様へ本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適切に情報開示を行います。

また、当社は平成29年6月27日に開催予定の第37期定時株主総会において定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件に監査等委員会設置会社へ移行することを予定しており、当社が監査等委員会設置会社へ移行した場合には、取締役会は、任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されることになるため、本基本方針の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありません。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有することとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様が意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様が承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様が総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の任期を1年と定めており解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞に対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです。）当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します（この他、新株予約権の詳細につきましては、【別紙2】新株予約権の概要をご参照ください。）。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記3.(1)【事前遵守ルール】②及び③ならびに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等¹⁰と引換えに取得することができることと定められた場合において、当社が当該取得の手続きを採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することとなります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

【別紙1】 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

【別紙2】 新株予約権の概要

【別紙3】 特別委員会設置要領

【別紙4】 特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴

【別紙5】 当社の大株主の状況

【別紙6】 本基本方針のフロー図

以 上

-
- 1 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役または社外監査役を意味します。
 - 2 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
 - 10 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

【別紙1】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買取しようとする者または大量の当社株式を取得しようとする者(以下、総称して「行為者」という。)に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針(以下「本基本方針」という。)の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

1. 対抗策発動の条件

特別委員会は、買取行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする(ただし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る。)。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は対抗策を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルールのをすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買取の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

- (1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等¹¹について、行為者及び行為者グループ¹²の株券等保有割合¹³が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等¹⁴について、公開買付け¹⁵に係る株券等の株券等所有割合¹⁶及び行為者の特別関係者¹⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- (2) 買取行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

- ・ 行為者及び行為者グループの概要
 - ・ 買取提案の目的・買取価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・ その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 特別委員会が行為者による買取行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買取

上記1.(2)の濫用的買取とは、行為者による買取行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合をいう。

(1) 強圧的買取類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買取を行っている場合(いわゆるグリーンメーカー)ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合

- ② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収（※）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
 （※）強圧的二段階買収： 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

- ① 買収条件（価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。）が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合
- ② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合、または行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合

最初の情報提供要求	買収提案から10営業日以内
追加の情報提供要求	直近の情報要求から10営業日以内
- ② 行為者の情報提供期限

最初の情報提供要求	当社の要求から3営業日以内
-----------	---------------

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」という。）する。

③ 行為者による買収行為を評価する期間

行為者が情報受領通知を受領した日から起算して

買収の対価が現金（円貨）の場合最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

（なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をする。）

5. 情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行った場合、特別委員会が対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回または中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令または証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6. 対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙2】新株予約権の概要によるものとする。

7. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会是对抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記2. (2)、4. ③及び下記8. (1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8. 対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

① 当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。

② 特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動または不発動を勧告する。

③ 当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重の上、監査等委員全員の賛成を得た上で、最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回または中止

当社取締役会は対抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）、または行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回または中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策発動の撤回または中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重の上、最終的に発動の撤回または中止を決定する。

9. 対抗策発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は対抗策を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告しまたはその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合。
(明白な株主意思の尊重)
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直しまたは廃止される。

- ① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
- ② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
- ③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本基本方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会

特別委員会の構成等については、【別紙3】特別委員会設置要領によるものとする。

-
- 11 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 12 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 13 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 14 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 15 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
 - 16 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 17 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

【別紙2】

新株予約権の概要

【別紙1】本基本方針ガイドライン第6項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

2. 割当て方法

対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第4項(2)に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

5. 新株予約権の払込金額

無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額

第7項に定める行使金額に第3項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

1円に対象株式数を乗じた額とする。

8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金

会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から1か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認めると認める場合には、最長で2か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案または当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

- ① 買付者
- ② 買付者の共同保有者
- ③ 買付者の特別関係者
- ④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
- ⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。）

- (4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑫に定めるところによる。

- ① 「本基本方針」とは、当社の平成26年5月15日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針をいう。
- ② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行うまたは行おうとする者をいう。
- ③ 「買付提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
- ④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
- ⑤ 「大量買付行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
- ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- ⑪ 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- ⑫ 「株式等」とは、会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいう。

11. 取得条項

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なもの判断した場合）または行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。
- (2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができる。
- (3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第273条または第274条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、通知または公告するものとする。

12. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日

13. 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所

14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙3】

特別委員会設置要領

1. 設置

特別委員会は当社取締役会により設置される。

2. 構成

- (1) 特別委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、外部有識者などから委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在または過去において当社及び当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査役等になったことがない者（社外取締役及び社外監査役を除く）
 - ② 現在または過去における当社グループの取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 特別委員会の招集

当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

5. 特別委員会の役割

特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は特別委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 特別委員会の決議
特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。
ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。
7. 特別委員会に対する助言
特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙4】

特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴

漆山 伸一（昭和40年5月23日生）

平成元年4月 監査法人トーマツ入社
平成8年2月 監査法人トーマツ退社
平成8年4月 漆山公認会計士事務所設立
（現 漆山パートナーズ会計事務所 代表）（現任）
平成26年6月 当社非常勤社外監査役（現任）

斎藤 泰志（昭和47年2月4日生）

平成15年7月 ネクステック株式会社（現株式会社経営共創基盤）入社 経営管理部長
平成16年9月 同社取締役
平成17年5月 同社取締役執行役員CFO
平成21年4月 同社代表取締役執行役員社長
平成24年11月 株式会社経営共創基盤ネクステックカンパニー長
平成27年6月 当社社外取締役（現任）
平成27年10月 株式会社経営共創基盤IGPIカンパニープリンシパル
平成28年4月 株式会社ファーストロジック入社
平成28年6月 同社経営管理部長
平成28年10月 同社取締役（現任）

熊谷 貴之（昭和50年9月21日生）

平成12年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成12年4月 三井安田法律事務所 入所
平成15年8月 佐藤総合法律事務所 設立
平成21年2月 熊谷・田中・津田法律事務所 設立
（旧：熊谷・田中法律事務所）
平成28年6月 当社 補欠監査役（現任）

【別紙5】

当社の大株主の状況

平成29年3月31日現在

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
高橋靖	870,000株	8.96%
カブドットコム証券株式会社	438,100	4.51
株式会社アルメディア	288,937	2.97
高橋正	260,400	2.68
楽天証券株式会社	257,100	2.64
飯沼芳夫	233,500	2.40
多摩信用金庫	214,000	2.20
株式会社SBI証券	207,400	2.13
片桐将晴	165,900	1.70
大原達夫	153,100	1.57

招集通知

事業報告

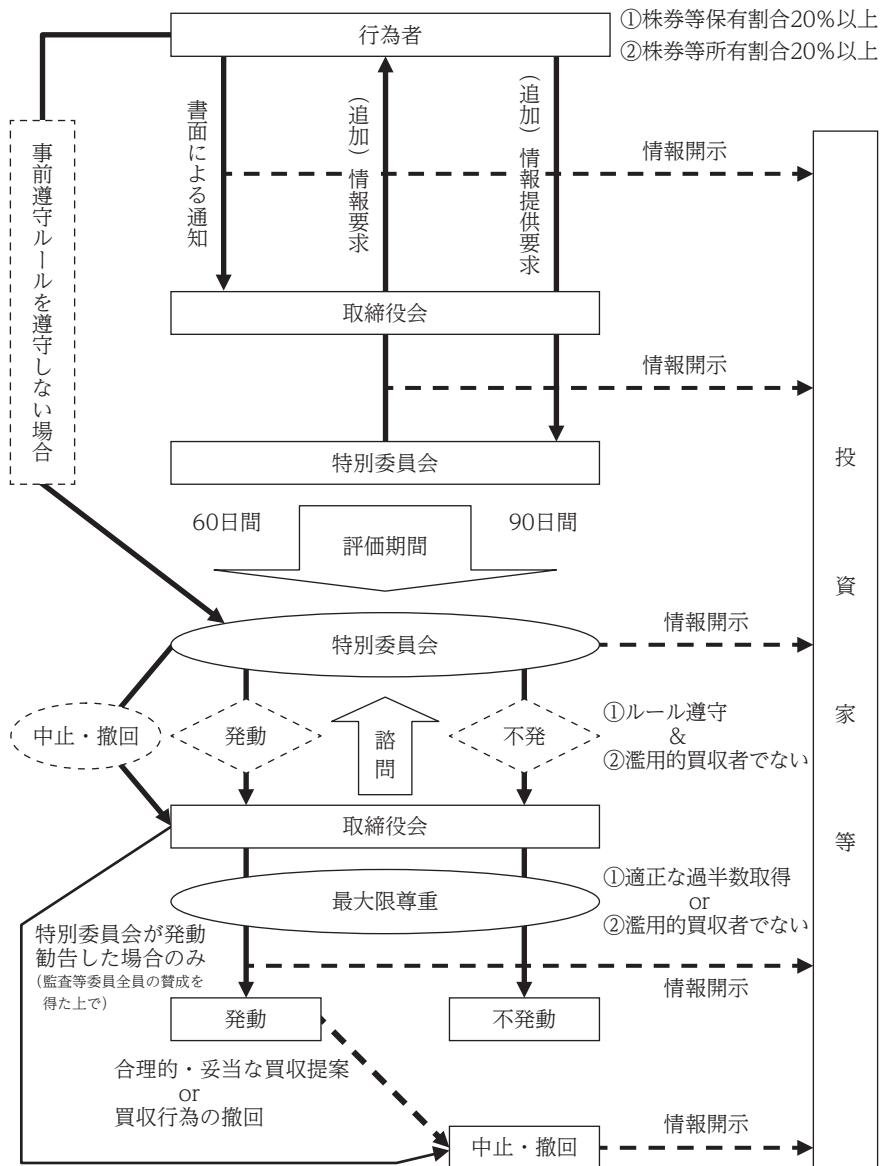
連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【別紙6】



※本図は、本基本方針の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

<ご参考>

監査役会の監査報告受領後に生じた重要な後発事象 事業譲受けに関する契約締結について

当社は、平成29年5月29日開催の臨時取締役会において、株式会社グローバルサーチが運営する不動産総合比較サイト「イエカレ」の事業譲受けに関する事業譲渡契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

1. 事業譲受けの理由

譲受けする株式会社グローバルサーチの「イエカレ」事業は、インターネット広告市場に関連したWEBビジネスであり、国内で最大級の不動産総合比較サイトであります。インターネット広告市場は今後も拡大が見込まれ、インターネット広告やWEBビジネスは、当社の既存事業の展開においても重要性が増すものと考えており、「イエカレ」事業の譲受けで獲得するノウハウは、当社既存事業の活用にも期待できると考えております。

2. 事業譲受けの内容

(1) 譲受け事業の内容

国内不動産取引総合比較サイト「イエカレ」事業 (<https://plus-search.com/>)

(2) 譲受け事業の経営成績(平成29年1月期実績)

売上高:464百万円 経常利益:153百万円

(3) 譲受け事業の資産、負債の項目及び金額

譲受ける資産及び負債はありません。

(4) 譲受け価額及び決済方法

譲受け価額:譲受け価額は、450百万円及び平成29年6月1日から平成30年5月31日の期間における業績達成度合いに応じて確定する追加代金の合計額となります。追加代金は平成30年6月末日までに確定し、最小40百万円、最大420百万円となります。なお、譲受け価額は第三者機関により算定された評価報告等を勘案し、当事者間協議のうえ、合理的な調整のもと算定しております。

決済方法:現金決済。資金につきましては、自己資金及び銀行借入を予定しております。

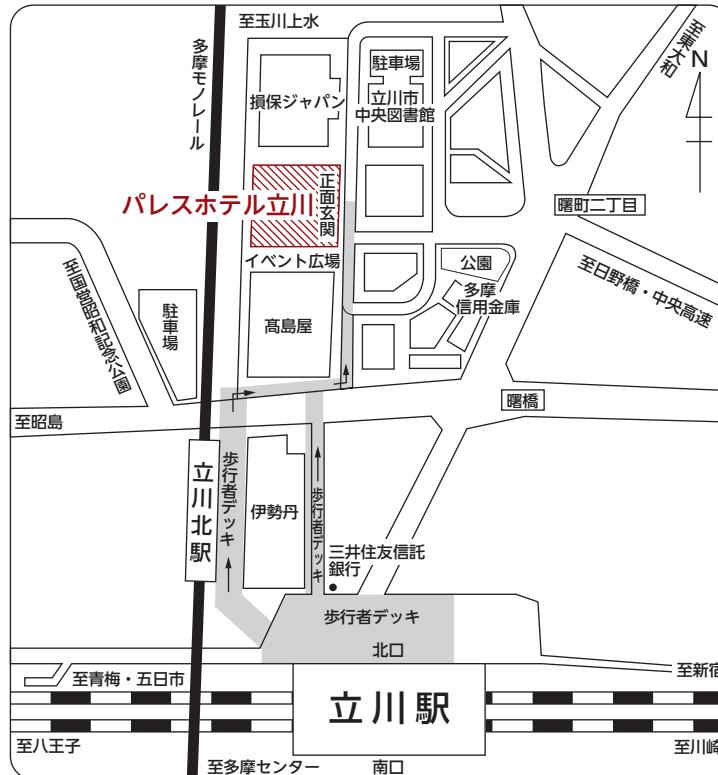
3. 今後の見直し

通期業績見直しへの影響につきましては、平成29年5月29日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。また、本事業譲受けを反映させ、中期経営計画の内容を一部見直し、変更しております。詳細は同日に公表いたしました「再成長計画

(ReGrowth2017)の一部変更について」をご参照ください。

株主総会会場ご案内図

東京都立川市曙町二丁目40番15号
パレスホテル立川 4階 ローズルーム 西



JR立川駅北口より徒歩7分
多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。